

1 被扶養者を認定・取消しするとき

● 給付貸付課資格担当

TEL.03-5320-6826

被扶養者とは、組合員の親族で、主として組合員の収入によって生計を維持されている方が該当します。

1 被扶養者を認定するとき



提出書類 被扶養者申告書（認定）〔用紙No扶養1〕

添付書類 条件により異なりますので、所属の事務担当の方と相談してください。

被扶養者としての要件を備えたとき、その扶養の事実が生じた日から30日以内に所属所に申告書の届出が行われた場合には、その扶養の事実が生じた日に遡って認定されます。

なお、この届出が30日を過ぎて行われると認定は遡って行われず、所属所が受理した日からの認定となります。

2 被扶養者認定を取消しするとき



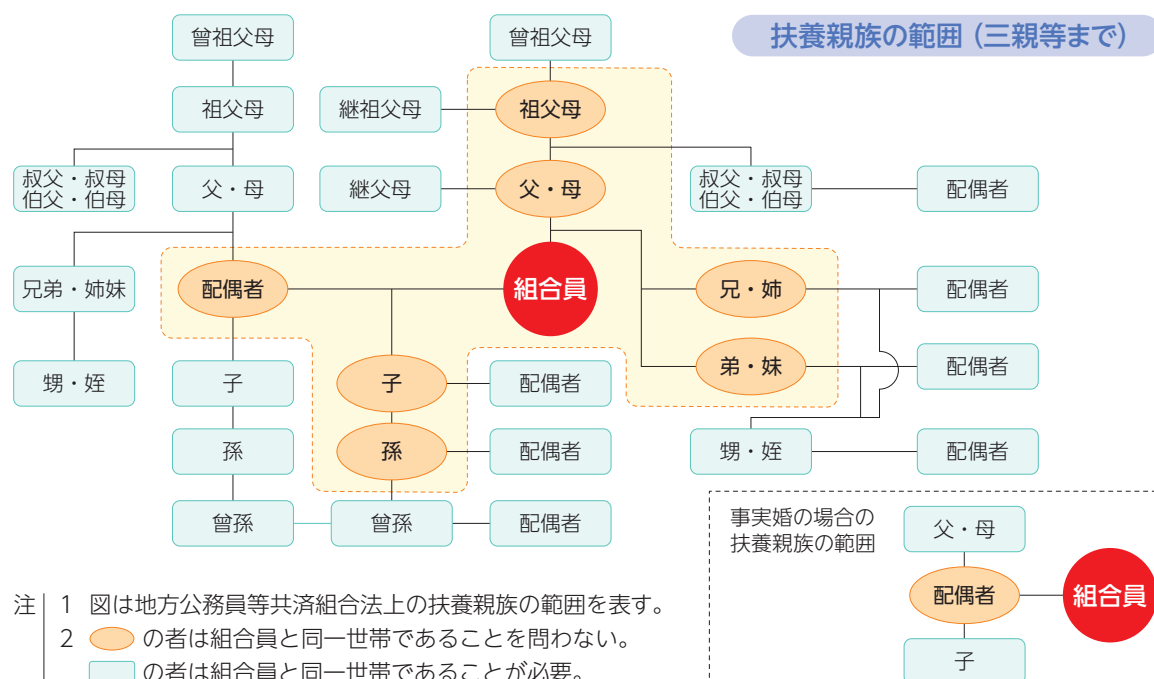
提出書類 被扶養者申告書（認定取消）〔用紙No扶養1〕

添付書類 条件により異なりますので、所属の事務担当の方と相談してください。

被扶養者としての要件を欠いたときは、原則として組合員の申告日、所属所が受理した日に関わりなく、認定要件を欠いた日に遡って取り消します。

3 被扶養者の範囲

次に掲げる三親等以内の親族が該当します。



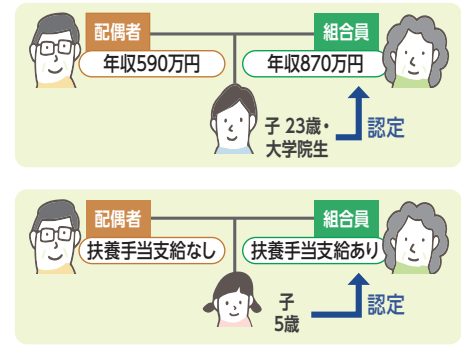
4 生計維持関係

主として組合員の収入により生計を維持されている方とは、生計の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている方です。

ア 夫婦共同扶養の場合（子）

組合員が配偶者と共同して同一人を扶養する場合、組合員の年間収入が配偶者より多いか、夫婦双方の収入が同程度（年収差が、収入が多い方の1割以内）⇒被扶養者認定可能

※ 夫婦共に組合員でいずれかに扶養手当が支給されている場合は、扶養手当が支給されている組合員の被扶養者として認定します。



イ 認定を受ける方が別居している場合（父母等）

次の両方を満たした場合に被扶養者認定が可能です。

- ① 認定を受ける方（父母等）の収入額の1/2以上を送金していること。
- ② 他の方も送金している場合は、他の送金者よりも組合員の送金額が多いこと。

5 被扶養者として認められない方

すでに認定されている方でも、前述③、④に該当しなくなった場合および次のいずれかに該当する場合、取消手続が必要です。

ア 次表のとおり、収入限度額以上となる収入がある、または以上となる見込みがある方

区 分	収入限度額
① 60歳以上の方	年額 1,800,000円 月額 150,000円 日額 5,000円 未満
② 収入の中に障害年金を含む方、障害年金受給程度の障害を有する方（年齢の制限なし）	
③ その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方（組合員の配偶者を除く。）（②以外の方）	
④ ①、②、③以外の方	年額 1,300,000円 月額 108,334円 日額 3,612円 未満

イ 就職し、現に健康保険の被保険者または共済組合の組合員となった方

ウ 後期高齢者医療制度の被保険者の方

エ その方について、組合員以外の方が扶養手当またはそれに該当する手当を地方公共団体や国、その他から受けている場合（育児休業を取得する場合などの例外あり）

オ 組合員が配偶者と共同して同一人を扶養している場合で、組合員が主たる扶養者でない方

カ 日本国内に住民票のない方（ただし、以下の方は除く。（国内居住要件の例外））

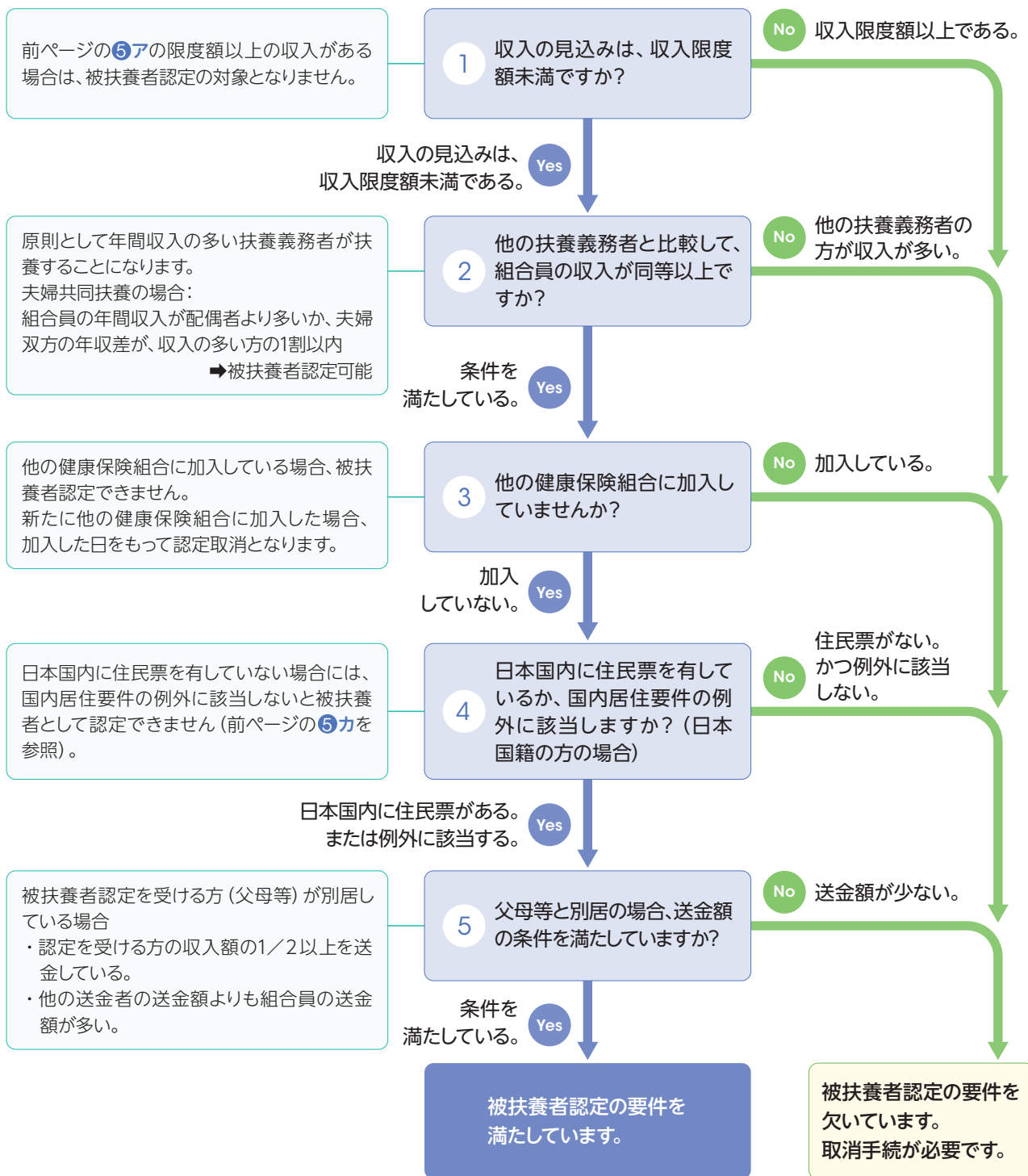
- ・外国において留学する学生の方
- ・外国に赴任する組合員に同行する方
- ・就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方

注：日本国籍でない方については、国内に住民票があっても次のビザや目的で来日している場合は被扶養者として認められません。

- ・医療滞在ビザ
- ・観光・保養を目的とするロングステイビザ

キ 雇用保険の失業給付を受給中の方で、その日額が3,612円（アの表①、②に該当する場合は5,000円、アの表③に該当する場合は4,167円）以上の方

被扶養者要件確認チャート



6 被扶養者認定要件の考え方

扶養手当や所得税法上の扶養親族の要件とは異なります。税法上の扶養親族であっても、被扶養者として認定できない場合があります。

認定を受けようとする方が無収入または限度額未満の収入であっても、主たる扶養義務者が組合員の他におり、その方に扶養能力がある場合は、被扶養者として認定できません。

7 国民年金第3号被保険者の届出



提出書類

国民年金第3号被保険者関係届

住所変更（国内）の場合＝国民年金第3号被保険者住所変更届

※ 海外に転居する場合は、国民年金第3号被保険者関係届により、海外特例要件該当の手続を行ってください。

添付書類

条件により異なりますので、所属の事務担当の方と相談してください。

組合員（65歳未満の方または65歳以上の方であって老齢年金を受給していない方に限る。）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（妻または夫）は、保険料を公立学校共済組合で負担する加入者（これを「国民年金第3号被保険者」といいます。）として取り扱うことになっています。

配偶者（20歳以上60歳未満）を被扶養者として認定するときは、公立学校共済組合が第3号被保険者に代わって日本年金機構に届出をします。

下記に該当したときは、被扶養者の認定・取消し等の手続と併せて必ず届出をしてください。（就職（厚生年金保険に加入）したことによる認定取消の場合は不要です。）届出内容に応じて、以下の（ ）内を参照の上、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。

- ・婚姻、離職、収入減等により被扶養配偶者として認定するとき（該当）
- ・すでに認定されている被扶養配偶者が20歳に到達したとき（該当）
- ・被扶養配偶者が死亡したとき（非該当）
- ・被扶養配偶者が収入超過または離婚により認定取消になったとき（非該当）

注：認定取消の場合は、共済組合に届出をするのに加えて、配偶者本人が各自で居住地の国民年金担当部署で国民年金加入の手続を行うことが必要です。

- ・組合員の種別が変更になったとき（種別確認）
- ・被扶養配偶者が住所を変更したとき（住所変更届）
- ・被扶養配偶者が国外へ転出したとき（海外特例要件該当）
- ・被扶養配偶者が国外から帰国したとき（海外特例要件非該当）
- ・被扶養配偶者の氏名・生年月日等に変更があったとき（変更）

8 被扶養者の氏名・住所が変更になったとき



提出書類

被扶養者情報変更訂正届〔用紙No扶養2〕

添付書類

条件により異なりますので、所属の事務担当の方と相談してください。

※ 別居により組合員との生計維持関係がなくなる場合は、取消事由に該当します。

同居が要件の被扶養者が組合員と別居した場合も取消事由に該当します。

取消事由に該当した場合は、被扶養者認定の取消手続を行ってください。

※ 組合員の氏名が変更となった場合にも被扶養者の資格確認書等の変更が必要となります。「組合員情報変更訂正届」〔用紙No本人2〕に加えて「被扶養者申告書（回収）〔用紙No扶養1〕」と組合員および被扶養者の資格確認書（有効期限内のもの）（交付されている場合）等を提出してください。